



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 県議会定例会の招集（財政課） 1
- 漁業災害補償法に基づく加入区及び漁業の区分の設定の変更（水産課） 1
- 道路の区域の変更（道路管理課） 3

公 告

- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課） 3
- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課） 5

公安委員会事項

- 沖縄県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 5

告 示

沖縄県告示第261号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成30年第4回沖縄県議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年6月5日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 招集の期日 平成30年6月12日
- 2 招集の場所 沖縄県議会議事堂

沖縄県告示第262号

平成20年沖縄県告示第389号（漁業災害補償法に基づく加入区及び漁業の区分の設定）の一部を次のとおり変更する。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日がこの告示の日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日がこの告示の日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成30年6月5日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

変更前

加入区の名称	加入区の区域	漁業の区分
名護加入区	名護漁業協同組合の地区	1 主として底魚一本釣漁業 （総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主として底魚一本釣漁業） 2 主としてひき縄漁業 （総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてひき縄漁業） 3 主として刺し網漁業 （総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主として刺し網漁業） 4 主としてまぐろはえ縄漁業 （総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主とし

		てまぐろはえ縄漁業) 5 主としてソデイカ旗流し漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてソデイカ旗流し漁業) 6 小型底魚一本釣漁業 (総トン数10トン以上の漁船を使用して行う底魚一本釣漁業) 7 ひき縄漁業 (総トン数10トン以上の漁船を使用して行うひき縄漁業) 8 小型まぐろ漁業 (総トン数10トン以上の漁船を使用して行うまぐろはえ縄漁業) 9 ソデイカ旗流し漁業 (総トン数10トン以上の漁船を使用して行うソデイカ旗流し漁業) 10 定置漁業 11 潜水器漁業 12 主としてまぐろ一本釣漁業 (総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主としてまぐろ一本釣漁業) 13 主として集魚灯を用いて行うまぐろ一本釣漁業 (総トン数20トン以上の漁船を使用して行う主として集魚灯を用いて行うまぐろ一本釣漁業)
--	--	--

変更後

加入区の名称	加入区の区域	漁業の区分
名護加入区	名護漁業協同組合の地区	1 主として底魚一本釣漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主として底魚一本釣漁業) 2 主としてひき縄漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてひき縄漁業) 3 主として刺し網漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主として刺し網漁業) 4 主としてまぐろはえ縄漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてまぐろはえ縄漁業) 5 主としてソデイカ旗流し漁業 (総トン数5トン未満の漁船を使用して行う主としてソデイカ旗流し漁業) 6 主としてソデイカ旗流し漁業 (総トン数5トン以上10トン未満の漁船を使用して行う主としてソデイカ旗流し漁業) 7 小型底魚一本釣漁業 (総トン数10トン以上の漁船を使用して行う底魚一本釣漁業) 8 ひき縄漁業 (総トン数10トン以上の漁船を使用して行うひき縄漁業) 9 小型まぐろ漁業 (総トン数10トン以上の漁船を使用して行うまぐろはえ縄漁業) 10 ソデイカ旗流し漁業 (総トン数10トン以上の漁船を使用して行うソデイカ旗流し漁業) 11 定置漁業 12 潜水器漁業 13 主としてまぐろ一本釣漁業 (総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主としてまぐろ一本釣漁業) 14 主として集魚灯を用いて行うまぐろ一本釣漁業 (総トン数20トン以上の漁船を使用して行う主として集魚灯を用いて行うまぐろ一本釣漁業)

て集魚灯を用いて行うまぐろ一本釣漁業)

沖縄県告示第263号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、平成30年6月5日から同月18日まで一般の縦覧に供する。

平成30年6月5日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 奥武山米須線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	糸満市字武富162番5から 糸満市字武富143番3まで	9.5m ～ 17.5m	264.9m
	豊見城市字高嶺360番1から 糸満市字武富136番1まで	20.0m ～ 30.4m	376.0m
新	糸満市字武富162番5から 糸満市字武富143番3まで	10.3m ～ 18.6m	261.5m
	豊見城市字高嶺360番1から 糸満市字武富136番3まで	20.0m ～ 25.2m	376.0m

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成30年6月5日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 (1) 処分をした年月日 平成30年5月14日
- (2) 商号名 藤政建設工業株式会社
- (3) 代表者名 大高正樹
- (4) 所在地 浦添市仲西一丁目3番25
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-27）第12856号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成30年4月13日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成30年5月14日
- (2) 商号名 株式会社上新
- (3) 代表者名 上里進
- (4) 所在地 那覇市古島2丁目23番地3
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-28）第12939号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成30年4月13日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成30年5月14日
- (2) 商号名 星山組
- (3) 代表者名 星山光造
- (4) 所在地 宜野湾市普天間一丁目13番10号

- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27) 第11735号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成30年4月16日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 平成30年5月14日
- (2) 商号名 宮城重機
- (3) 代表者名 宮城弘武
- (4) 所在地 西原町字掛保久228番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25) 第9547号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成30年4月18日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 平成30年5月14日
- (2) 商号名 有限会社新里ボルト商会
- (3) 代表者名 新里一哉
- (4) 所在地 中城村字伊集168番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29) 第11349号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、建築工事業、大工工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成30年4月18日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、建築工事業、大工工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成30年5月14日
- (2) 商号名 真鶴建設
- (3) 代表者名 真鶴正博
- (4) 所在地 うるま市与那城饒辺429番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27) 第7185号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成30年4月20日付けで、建設業法第12条に基づき屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成30年5月16日
- (2) 商号名 大成技研
- (3) 代表者名 宜保成彦
- (4) 所在地 糸満市西崎六丁目15番11号401
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27) 第12821号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成30年4月17日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成30年5月21日
- (2) 商号名 協立建装
- (3) 代表者名 大里聡
- (4) 所在地 宮古島市平良字東仲宗根760番地5
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29) 第11250号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成30年4月23日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成30年5月21日
- (2) 商号名 有限会社西野建設

- (3) 代表者名 西野訓男
 - (4) 所在地 うるま市勝連平敷屋290番地1
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-27)第1367号、沖縄県知事 許可(般-27)第1367号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成30年4月24日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成30年5月21日
- (2) 商号名 キズナ
 - (3) 代表者名 當山清正
 - (4) 所在地 読谷村字高志保177番地1
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第12183号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成30年4月25日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年6月5日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年3月31日 沖縄県指令土第282号、平成29年8月21日 沖縄県指令土第595号（変更）、平成30年3月27日 沖縄県指令土第300号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 宜野座村字松田布流石原1420番ほか5筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 防火水槽
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 東京都渋谷区恵比寿四丁目17番3号 株式会社ひらまつ 代表取締役 陣内孝也
- 5 検査済証番号 平成30年5月18日 第4486号
- 6 工事完了年月日 平成30年5月1日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年6月5日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年1月4日 沖縄県指令土第6号、平成30年5月21日 沖縄県指令土第436号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮平883番3の一部及び883番15
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字与那覇438番地1まるKアパート102 照屋憲昭
- 5 検査済証番号 平成30年5月22日 第4487号
- 6 工事完了年月日 平成30年3月31日

公安委員会事項

沖縄県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年6月5日

沖縄県公安委員会

沖縄県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県警察の組織に関する規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第9号とし、同号の前に次の2号を加える。

(7) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）の運用に関すること。

(8) 未成年者喫煙禁止法（明治33年法律第33号）違反及び未成年者飲酒禁止法（大正11年法律第20号）違反の取締りに関すること。

第18条第5号を削る。

附 則

この規則は、平成30年6月5日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
--	---